

一般競争入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加資格者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立前沢明峰支援学校給食調理等業務
(2) 履行場所 岩手県奥州市前沢字田畠 18 番地 1
(3) 履行期間 令和 7 年 4 月 10 日～令和 10 年 3 月 31 日
(4) 業務概要 給食調理・・調理、盛付、食器具の洗浄、消毒及び保管、厨房・設備等の清掃等
※詳細は、別紙仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができます。

- (1) 岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
(3) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 落札決定の日から起算して過去 1 年間に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反していないこと。
(6) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
(7) 前号の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
(8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員（同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
(9) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業許可を有すること。
(10) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に規定する学校給食に必要な施設又は高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去 5 年以内に 2 年以上の契約実績を有していること。
(11) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）に規定する栄養士の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に 1 年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。
(12) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に 1 年以上の経験を有する者を 1 名以上常勤で調理業務に従事させること。
(13) 申請書等の提出月日から起算して過去 2 年間、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
(14) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

3 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者である

- かを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札は本人又は代理人によって行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。入札書には、氏名（法人にあっては商号又は名称）を記載すること。
 - (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
 - (5) 入札執行回数は、3 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がないときは、入札をうち切るものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県出納長に納付しなければならない。（入札しようとする金額の 100 分の 3 以上の金額が納付されていない場合は、入札書は無効となる。）
ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金の納付場所及び納付期限は次のとおりとする。
ア 納付場所 岩手県奥州市前沢字田畠 18 番地 1 岩手県立前沢明峰支援学校
イ 納付日時 令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 9 時から午前 12 時まで
- (3) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札含む。）終了後に請求書の提出を受け、当該入札参加資格者又は代理人に還付する。
また、入札参加資格者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領証（収入印紙 200 円貼付）を提出すること。
なお、落札者については、契約締結後において還付する。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

5 入札書に関する事項

- 入札書は、次のことを表示し押印すること。
- (1) 入札年月
 - (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
 - (3) 入札金額
 - (4) 件名
 - (5) 入札書のあて名は、「岩手県立前沢明峰支援学校長」とする。

6 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
 - (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合。
 - (3) 入札書に所定の記名押印のない場合
 - (4) 金額を訂正した入札書
 - (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
 - (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
 - (7) 同一入札の参加者又は代理人が 2 つ以上の入札をした場合
 - (8) 無権代理人が入札した場合
 - (9) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

7 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札仕様書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第 100 条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結日までに納付しなければ

ならない。

ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

- (2) 入札等に関する事務担当及び問い合わせ先

岩手県立前沢明峰支援学校 事務室

郵便番号 029-4208 岩手県奥州市前沢字田畠 18 番 1

電話番号 0197-56-6707